

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	小田原市立たちばなこども園の開園に向けた運営の検討状況について	保 育 課
2	病院事業の企業債事務への対応について	経営管理課
3	主権者教育の今後の方向性について	教育指導課

令和7年8月8日

小田原市立たちばなこども園の開園に向けた運営の検討状況について

1 検討の経緯

幼児教育と保育を一体的に行うたちばなこども園の開園に向け、令和5年度から施設の整備と並行して、保育課、教育総務課、幼稚園、保育所及び児童発達支援等の運営に携わる職員が、それぞれの分野で培ってきたノウハウを結集し、教育・保育、地域子育て支援事業等、開園後の運営方法等を検討してきた。

そこで、令和8年4月の開園に向けた、これまでの検討状況について報告する。

2 検討内容

参考資料1－1のとおり

3 今後の予定

開園に向け、入園希望者を対象に入園説明会を開催するとともに、園の運営内容について、広報おだわら、周辺自治会への回覧及びホームページ等を活用し、周知を図っていく。

小田原市立たちばなこども園の運営内容について

1 コンセプト

こども主体の教育・保育の実践を通じ、主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供します。

橘地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行います。

2 目標・ねらい

こどもたちが心身共に健やかで幸せに成長するために、こどもを主体とする保育を基本に、一人ひとりの発達に応じた適切な教育・保育が一体的に行われ、こどもも大人も感動、共感できるようなわくわくする保育の実践を目標とします。

また、地域の子育て家庭に対して、子育てを支える機能の充実を目指します。

3 園での生活

一つの施設の中に幼稚部と保育部が混在するたちばなこども園は、幼稚部と保育部で登降園の時間に違いがありますが、こどもたちは、同じ環境でどの年齢も兄弟姉妹のように、遊びの時間等に、自分で遊びたいことを見つけ、遊びたい場所を自ら選び、先生や友達と一緒に過ごします。

また、公立園では初めて、一時預かり保育事業やこども誰でも通園制度を導入します。参加するこどもたちは、こども園の園児と一緒に過ごします。

4 認可定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
幼稚部	—	—	—	9人	10人	10人	29人
保育部	5人	10人	10人	12人	13人	13人	63人
計	5人	10人	10人	21人	23人	23人	92人

5 職員体制（予定）

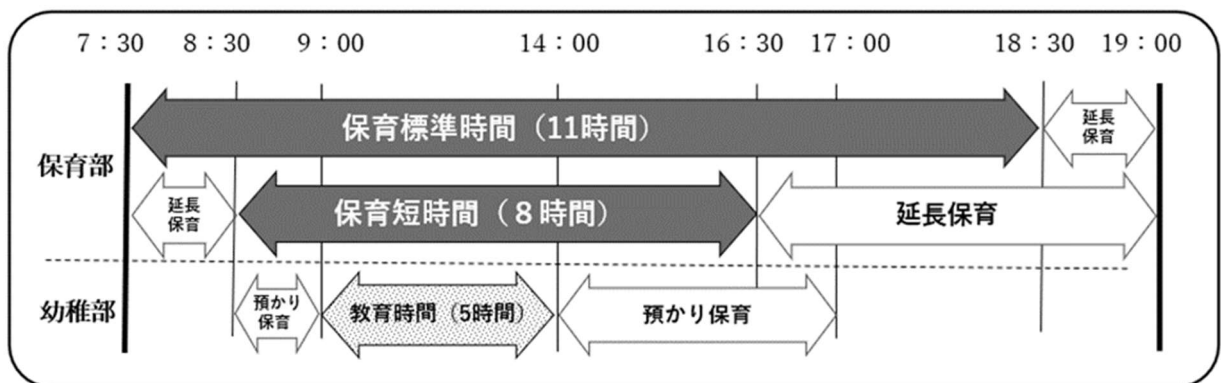
職・担任	配置数
園長	1人
副園長	2人（幼稚部担当1名、保育部担当1名）
担任（保育教諭）	11人（5歳児・4歳児担当各1人、3歳児・2歳児・0歳児担当各2人、1歳児担当3人） ※保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する職員 ※定員数から配置基準上の人数で算出
合計	14人

※上記職員のほか、必要な保育教諭等については、会計年度任用職員等で対応します。

6 開園日、開園時間

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	月曜日から金曜日	7:30~19:00
	土曜日	7:30~16:00
1号認定 〔幼稚園〕	基本保育時間	9:00~14:00
	預かり保育時間	8:30~ 9:00 14:00~17:00
	長期休業預かり保育時間	9:00~17:00
	休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29~1/3）
	長期休業期間	学年始休業（4/1~6）、夏季休業（7/21~8/31）、冬季休業（12/25~28、1/4~7）、学年末休業（3/26~31）
2・3号認定 〔保育部〕	標準時間認定	基本保育時間 7:30~18:30（11時間）
		延長保育時間 18:30~19:00
	短時間認定	基本保育時間 8:30~16:30（8時間）
		延長保育時間 7:30~ 8:30 16:30~19:00
	休業日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29~1/3）

教育・保育時間のイメージ



7 保育料について

保育部は公立保育所、幼稚園は公立幼稚園と同様の方法で保育料を算定します。

保育部の延長保育や幼稚園の預かり保育に係る保育料については、公立保育所の延長保育料に基づき設定します。

【保育料】

0~2歳児クラス	保育認定区分及び世帯の所得に応じて算定
3~5歳児クラス	なし（無償化の対象）

【延長保育料（保育部在籍児対象）】

認定区分	時 間	保育料
標準時間認定	18:30~19:00	200円（30分単位）
短時間認定	7:30~8:30 / 16:30~19:00	200円（30分単位）

【預かり保育料（幼稚部在籍児対象）】

実施日	時 間	保育料（給食費別途）
学期中	8：30～9：00	200円
	14：00～17：00	200円（30分単位）
長期休業中	9：00～17：00	200円（30分単位）

8 給食について

主食・副食を提供する完全給食を自園調理で実施します。

調理業務については、業務委託を予定しています。

9 子育て支援事業

こどもたちが安心して遊べる場や、保護者の子育ての悩みを相談し、笑顔につながる空間を提供します。

（1）一時預かり保育事業

保護者の疾病やその他の理由により、一時的に保育を必要とした場合に利用できます。利用料等は、既存実施施設を参考に設定します。

ア 対 象：認可保育所等に在籍していない就学前の乳幼児（生後6か月から5歳児まで）

イ 定 員：1日の受入れは3人程度

ウ 保育料等

実施日・時間	対象児	保育料
休業日を除く月曜日から金曜日 8：30～17：00	0歳	300円（30分単位）
	1・2歳	250円（30分単位）
	3歳以上	200円（30分単位）

※事前予約制。別途、給食費、教材費がかかります。

（2）地域開放事業（未就園児交流）

ア 対 象：就園前の乳幼児と保護者・地域の方

イ 内 容

内 容	実施日	時 間	料金
親子参加の場 （乳幼児の遊び場提供）	おおむね月2回	9：00～11：00	無料

※当日のプログラムにより、実費負担が必要な場合があります。

(3) 保護者支援事業（子育て相談事業）

ア 対 象：在園児及び就園前の乳幼児の保護者

イ 内 容

内 容	実施日	時 間	料金
子育てに関する相談 （オンライン相談可）	随時実施 発達相談（年間5回） 保護者向けの講座など	9：00～17：00	無料

(4) 地域に出向いた子育て支援

ア 対 象：就園前の乳幼児と保護者・地域の方

イ 内 容

内 容	実施日	料金
保育教諭と一緒に遊ぼう	年2回（子育て支援センター）程度	無料

10 こども誰でも通園制度

保育所等に通っていないこどもに定期的に保育を経験させることで、子育て家庭の支援を強化することを目的に実施します。利用料等は、国の基準に基づき設定します。

(1) 対 象：保育所等に通っていないこども（生後6か月から満3歳未満児まで）

(2) 定 員：1日の受入れは3人程度

(3) 利用時間：こども1人当たり月10時間（上限）

11 入所選考について

(1) 保育部

現行の保育所等の入所選考と同様、保育所等利用判定基準に基づき選考を行います。

(2) 幼稚部

1次募集の段階では市内在住児童の入園を優先し、定員に満たない場合には市外在住児童の入園が可能となります。この段階で、定員に満たない場合は、2次募集を行います。なお、申込者数が定員を上回った場合には抽選で決定します。

(3) スケジュール

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
保育部	入園説明会	● ●						
	1次募集		●	●				
	2次・3次募集			●	●	●	●	●
幼稚部	入園説明会	● ●						
	1次募集		●	●				
	2次募集			●	●	●	●	●

※幼稚部の申込は、他の公立幼稚園との併願はできませんが、当該こども園の保育部や他の保育所等への申込は可能です。

※スケジュールは、原則、既存の保育所等及び公立幼稚園の入所選考と同様になります。

病院事業の企業債事務への対応について

1 本事案の概要

- (1) 新病院建設基本計画では、新病院建設事業の事業費の財源を病院事業会計の自己資金と病院事業会計が借入れる企業債とで賄うこととしている。
- (2) 企業債の借入は、年度毎となるため、当該年度当初に県と借入予定額を協議して国の同意を得た後、年度末に工事出来高見込をもとに最終的な借入額を確定しているが、令和6年度は、工事出来高見込のうち前払金約37億円を除いて確定してしまった。
- (3) このため、前払金約37億円分相当額について、企業債の借入れができず、病院事業会計の自己資金で賄ったほか、収入減に伴う予算上の措置を要することとなり、市議会の議決が必要となった。
- (4) なお、企業債を借り入れ、その元利償還金の2分の1の額を市から病院事業会計に繰り出した場合には、市に対して一定の地方交付税措置がなされるが、借入れに伴う利息負担増が伴うため、市及び病院事業会計の実質負担額は、少なくとも39億円以上となり、自己資金37億円の負担と比較すると、企業債を借り入れなかったことで、市及び病院事業会計は2億円以上の金額の負担が減ったことになる。（参考資料2－1参照）

2 本事案の要因

- (1) 企業債借入の事務手続において、病院管理局の職員間の情報伝達や意思疎通の過程が不十分であり、また、企業債に関する職員の知識や認識が不足しており、職員間の共有も不十分であったこと。
- (2) 病院管理局内の企業債借入に係る決裁の内容及び決裁時等の各段階において行う組織的なチェックが不十分であったこと。（参考資料2－2参照）

3 再発防止等

- (1) 毎年度の予算書作成作業を開始する際に、企業債に係る局内カンファレンスを実施し、当該予算年度における企業債の借入額の総額及び内訳並びに企業債の対象となる建設改良費の総額の認識を共有することとした。
- (2) 財務会計システムに、企業債の借入予定額を事前に入力して随時更新し、借入時の金額との相違についてチェックをしやすいこととした。
- (3) 新病院建設事業に係る前払金の支出手続、企業債の借入金額の同意に係る手続などの各調整過程において、初期に担当者クラス、確定前に管理職員クラスも含めて読み合わせ等を行い、(1)の認識を前提に対象額や借入金額に誤りがないことを確認することとした。
- (4) 企業債借入に係る起案の際には、企業債の借入金額算定の考え方を明記して、回議の際の各フェーズで内容を再確認し、組織的なチェックをしやすいこととした。
- (5) 企業債の借入前に、借入後の資本的収支不足額を再確認することとした。
- (6) 人的チェックだけでなく、出来高計算システムの入力及び自動計算により、当該年度の建設事業に係る出来高を算出し、当該年度の前払金及び残額との確認ができるようにした。
- (7) 病院運営審議会に、経営強化プランの評価に合わせて、今後の資金計画を報告し、第三者チェックを行うこととした。

4 収支計画

令和6年3月に策定した「小田原市立病院経営計画（経営強化プラン）」における収支シミュレーションを、病院事業会計の令和6年度決算見込み、令和7年度当初予算及び6月補正予算等の金額を反映して精査し、再度、収支シミュレーションの時点更新を行った。（参考資料2－3参照）

5 今後の病院経営に向けて

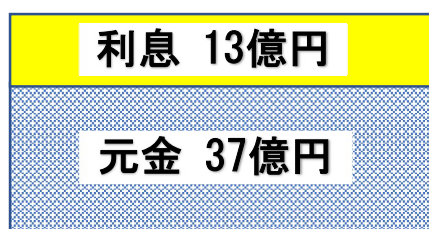
- (1) 収益の確保策については、今後も、駐車場建設など2期工事も含めて、新病院建設事業に係る補助金等の確保に尽力していく。
- (2) 企業債の借入れは、借入利率の変動に注視しながら、自己資金の保有状況を踏まえ、新たな企業債の借入金額をできる限り抑制するなどして、企業債利息の経営への影響を可能な限り軽減していく。
- (3) 資金計画については、大きな割合を占める新病院建設事業費の全体額の中で、国県補助金等・一般会計負担金・企業債・自己資金の財源バランスを調整し、経営強化プランに定める取組などの効果を見極めるとともに、今後の病院経営の見込みを勘案しながら、安定的な病院経営ができるよう、その内容を適宜精査していく。
- (4) 資金計画の精査にあたっては、病院運営審議会の審議を経るほか、総務省の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー制度を活用しながら、経営全般についての指導を継続して受け、より精度の高い計画を作成していく。

■病院事業会計で37億円を借りていた場合のイメージ

(借入期間 29 年、据置 5 年、元金均等半年賦償還、金利 2 %、総務省の繰出基準に基づき算定)

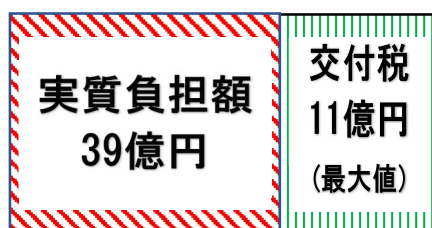


企業債を 37 億円 借りる



利息は 13 億円となり最終的な償還額は 50 億円になる

計 50 億円



計 50 億円

一般会計が病院事業会計に総額 25 億円を繰り出した場合には



総額 11 億円が交付税の基準財政需要額に算入されるが、実際に交付税としていくら交付されるかは、その時の状況により異なる

仮に、この算入額が全額交付された場合は、国が示す「病院事業の地方財政措置」に基づき計算すると $25 \text{ 億円} \times 50\% \times \text{基準単価換算} (59/67) = 11 \text{ 億円 (最大値)}$ となる



市全体の実質負担額は 39 億円となる

(市全体の実質負担額は、病院事業会計が37億円を自己資金で負担する場合に比べて 2 億円の増となる)

■経緯と要因

年 月	経 緯	要 因
令和6年5月	● 新病院建設工事の令和6年度分の前払金の出来高額(①)を算定	
令和6年8月	● 企業債借入協議を予算額で実施し、国の同意を得る	
令和7年1月	● 新病院建設工事の令和6年度分の国・県補助金の見込額(②)が確定 ● 新病院建設工事の令和6年度分の出来高見込額(③)及び部分払見込額(④=③-①)を算定 ● 企業債借入計画書は、③-②とすべきところ④-②として計算して、借入先に申込	・ 職員の企業債借入に関する知識や認識の不足 ・ 決裁の内容及び各段階におけるチェックが不十分
令和7年3月	● 新病院建設工事の令和6年度分の出来高額及び部分払額が確定 ● 企業債借入計画書の誤りが発覚 ● 借入先と追加借入を協議したが借入出来ず、臨時会の開催を依頼	

小田原市病院事業の収支シミュレーション

(収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		令和5 年 度 決算額	令和6 年 度 決算見込	令和7 年 度 6月補正	令和8 年 度 (2026)	令和9 年 度 (2027)	令和10 年 度 (2028)	令和11 年 度 (2029)	令和12 年 度 (2030)	令和13 年 度 (2031)	令和14 年 度 (2032)
収益的 収支	1. 医 業 収 益 a	14,447	14,543	14,113	14,301	15,118	15,334	15,381	15,427	15,414	15,401
	(1) 料 金 収 入	14,101	14,198	13,768	13,933	14,592	14,808	14,855	14,901	14,888	14,875
	うち入院収益	10,674	10,908	10,476	10,451	10,690	10,930	11,001	11,072	11,091	11,110
	うち外来収益	3,427	3,290	3,292	3,482	3,902	3,878	3,854	3,829	3,797	3,765
	(2) そ の 他	346	345	345	368	526	526	526	526	526	526
	うち他会計繰入金	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243
	2. 医 業 外 収 益	1,396	1,182	1,153	1,550	1,723	1,722	1,720	1,711	1,697	1,678
	(1) 他会計繰入金	1,157	957	957	1,405	1,456	1,455	1,453	1,444	1,430	1,411
	(2) そ の 他	239	225	196	145	267	267	267	267	267	267
	経 常 収 益 (A)	15,843	15,725	15,266	15,851	16,841	17,056	17,101	17,138	17,111	17,079
	1. 医 業 費 用 b	13,472	14,270	15,390	17,784	17,464	17,637	17,786	17,823	16,477	16,516
	(1) 職員給与費	7,209	7,771	8,039	8,347	8,635	8,758	8,785	8,811	8,804	8,796
	(2) 減価償却費	749	806	907	2,135	2,896	2,896	3,017	3,017	1,681	1,731
	(3) そ の 他	5,514	5,693	6,444	7,302	5,933	5,983	5,984	5,995	5,992	5,989
	2. 医 業 外 費 用	655	711	981	1,098	1,294	1,292	1,292	1,275	1,246	1,137
	経 常 費 用 (B)	14,127	14,981	16,371	18,882	18,758	18,929	19,078	19,098	17,723	17,653
	経常損益(A)-(B)(C)	1,716	744	▲ 1,105	▲ 3,031	▲ 1,917	▲ 1,873	▲ 1,977	▲ 1,960	▲ 612	▲ 574
特別 収支	1. 特 別 利 益 (D)	332	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	25	35	36	166	2,894	36	36	36	36	36
	特別損益(D)-(E)(F)	307	▲ 25	▲ 36	▲ 166	▲ 2,894	▲ 36	▲ 36	▲ 36	▲ 36	▲ 36
純 損 益 (C) + (F)		2,023	719	▲ 1,141	▲ 3,197	▲ 4,811	▲ 1,909	▲ 2,013	▲ 1,996	▲ 648	▲ 610
未処分利益剰余金(積立金含む)		11,538	9,631	8,490	5,293	482	▲ 1,427	▲ 3,441	▲ 5,437	▲ 6,085	▲ 6,695
資金保有額(現金・預金)		13,484	10,366	8,089	5,999	6,081	5,759	5,189	4,349	3,287	2,770
医 業 収 支 比 率 ×100		107.2%	101.9%	91.7%	80.4%	86.6%	86.9%	86.5%	86.6%	93.5%	93.2%
経 常 収 支 比 率 ×100		112.1%	105.0%	93.3%	83.9%	89.8%	90.1%	89.6%	89.7%	96.5%	96.7%

(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区 分		令和5 年 度 決算額	令和6 年 度 決算見込	令和7 年 度 6月補正	令和8 年 度 (2026)	令和9 年 度 (2027)	令和10 年 度 (2028)	令和11 年 度 (2029)	令和12 年 度 (2030)	令和13 年 度 (2031)	令和14 年 度 (2032)
資 本 的 収 支	1. 企 業 債	1,938	2,599	16,256	9,024	1,249	1,311	446	0	0	0
	2. 他 会 計 繰 入 金	29	100	0	124	869	937	950	1,023	1,259	803
	3. そ の 他	6	1,600	3,353	8	11	11	11	8	11	11
	収 入 計 (a)	1,973	4,299	19,609	9,156	2,129	2,259	1,407	1,031	1,270	814
	1. 建 設 改 良 費	2,302	8,554	21,194	9,508	1,318	1,383	484	250	250	250
	2. 企 業 債 償 還 金	222	361	450	650	1,738	2,159	2,470	2,616	3,089	2,176
	3. そ の 他	4	27	8	26	26	26	26	26	26	26
	支 出 計 (b)	2,528	8,942	21,652	10,184	3,082	3,568	2,980	2,892	3,365	2,452
	差引不足額 (a)-(b)	▲ 555	▲ 4,643	▲ 2,043	▲ 1,028	▲ 953	▲ 1,309	▲ 1,573	▲ 1,861	▲ 2,095	▲ 1,638

【収益的収支の考察】

- (1) 医業収益の見込みは、経営強化プラン上の目標値の単価を用いて試算している。
- (2) 医業費用の見込みは、令和7年度と令和8年度は新病院関係費用により増加し、令和9年度以降は、新病院建設に伴う減価償却費等が増加する見込みである。
- (3) 新病院の開院後は、入院収益及び外来収益の増を見込むものの、(2)の費用の増加により、令和7年度以降当面の間は赤字と見込んでいる。
- (4) 総務省の繰出し基準に基づき、救急・小児・周産期等の不採算医療や高度医療などの経費を対象とした一般会計からの繰入金が必要となる。
- (5) 資金保有額については、企業債の償還により減少するものの、不測の事態に備え、20億円は下らないよう見込んでいる。
- (6) 当年度純損失の計上により、未処分利益剰余金はなくなり累積欠損金となる見込みだが、その大きな要因は現金支出を伴わない減価償却費等であるため、やむを得ないと考えている。

【資本的収支の考察】

- (1) 総務省の繰出し基準に基づき、企業債の元金償還金を対象とした一般会計からの繰入金が必要となる。
- (2) 資本的収支不足額の補填財源は、損益勘定留保資金等によって確保されている。

主権者教育の今後の方向性について

令和7年度に新規事業として、実施を予定していた主権者教育事業「子ども議会実行委員会開催費」は、市議会3月定例会で修正案が可決された。その際の主な理由として、①対象生徒が限定されること、②既存の類似事業の活用、③教育現場の負担増加への懸念等が挙げられた。教育委員会では、これらの指摘を踏まえ、理事者及び校長会と協議し、検討を進めた。

その中で、本市が考える主権者教育とは、政治参加力教育に重きを置くものではなく、文部科学省が作成した『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」に示されている「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせるもの」に基づく考えであり、市民力教育（Citizenship Education）の育成を図るものであることから、小田原市教育大綱が目指すよりよい地域社会をつくる「社会力の育成」につなげて実施するとの結論に至った。

市民力教育（Citizenship Education）としての主権者教育は、現在市内小中学校で、特別活動や総合的な学習の時間、各教科などで取り組まれている。例えば、「小田原版STEAM教育」は、中学生が主体的に地域の問題解決に取り組んでその成果を発表する取組であり、主権者教育の目的と重なる部分も大いにあるととらえられる。これらのことから、既存の教育活動を生かしながら実施していく。

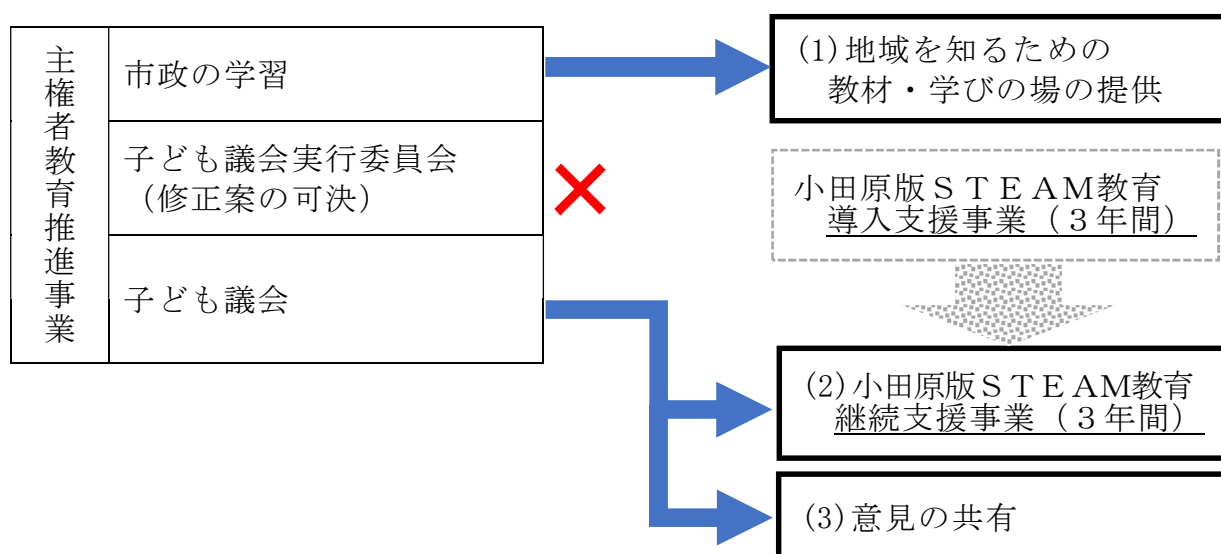
1 概 要

主権者教育推進事業の構成要素を3つに分類し、それぞれについて、既存の取組を活用して実施する。

なお、本市の教育施策における主権者教育は、市民力教育（Citizenship Education）と定義する。

主権者教育	Sovereign Education	政治参加力教育
	Citizenship Education	市民力教育

2 事業要素の再編成案（令和８年度～）



3 事業内容

(1) 地域を知るための教材・学びの場の提供

出前授業や施設見学など、小中学校では、市の人材や施設を活用する学習をこれまでも行っている。しかし、それらの情報は学校単位で活用されることが多く、情報の共有がなされていない現状もある。そこで、市の各所管に照会を行い、学校が活用できるように教育指導課が情報をまとめてリスト化し、学校教育に小田原市の力を積極的に活かせるようにする。

ア 小中学校へ提供できる教材・学びの場について、既存の取組を含めて各所管に照会を行い、学校が活用できるように情報をまとめる。

イ 9月頃に学校に提供し、令和8年度以降の活用に備える。

(2) 小田原版STEAM教育の着実な実施

現在実施している「導入支援事業」は、令和7年度をもって全11校への導入が完了する。中学校からは取組として評価を頂いている一方、令和8年度以降も継続的な支援を求める声も多く、校長会からも強い要望として出ている。小田原版STEAM教育の着実な実施のために、当面、継続的な支援を実施する必要がある。

ア 導入支援事業（令和5年度～7年度）

3年間で全中学校11校への導入支援を行う。最終年度である令和7年度は、中学校6校が導入支援を受けて小田原版STEAM教育を実施中。

イ 継続支援事業（令和8年度～）

小田原版STEAM教育の着実な実施のために、全中学校11校を対象に、概ね3年間を目途に、外部連携（地域団体や企業等）分野を中心に継続支援を行う。

(3) 意見の共有

限定された生徒が参加する「子ども議会」ではなく、小田原版STEAM教育の学習のまとめを発表する場に、市長や担当部局が訪問し、生徒の意見を直接聞いたり、各学校からの意見の取りまとめを市長や担当部局に報告する中で、施策への反映を検討する。

ア 各中学校で小田原版STEAM教育の活動のまとめとして発表等を行う際に、市長や担当部局の職員が学校を訪問し、生徒の意見等を直接聞く機会を設ける。

イ 生徒からの意見は、市の施策や他の市民要望等とのすり合わせなど、多角的に検討したうえで、確度を高め、必要性に応じて所管課で予算化について検討する。

ウ 令和7年度に小田原版STEAM教育の導入支援を受けている6校については、パイロット事業として、市長や担当部局及び外部連携の関係者に対して学習のまとめを報告する機会を設ける。

4 児童生徒への効果

ア 身近な地域の諸課題に直接アクションを起こし、実体感を伴う学びを行うことで、主権者としての意識を高め、社会の一員であるという自覚につながる。

イ 多様な他者と関わり、協働して活動するよさを感じる。

ウ 自分の考えた解決策などをアウトプットすることで、解決策を生活や社会に実装する、「表現力」「創造力」「実行力」が育成される。